

令和 2 年 6 月 5 日現在

機関番号：24402

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03471

研究課題名(和文) 必要的共同訴訟人間の牽制関係と判決効に関する比較法的研究

研究課題名(英文) The analysis of the relationship and the effect of a judicial decision between the co-litigants in the case of mandatory joint litigation

研究代表者

鶴田 滋 (Tsuruta, Shigeru)

大阪市立大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：90412569

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、複数の当事者が原告または被告として訴訟に関与する共同訴訟のうち、全員に対する裁判内容が同一であることが求められる必要的共同訴訟においては、共同訴訟人の一部の者は、他の者が訴訟対象を処分しないよう牽制する権能を有することから、必要的共同訴訟においては、共同訴訟人の一部の者が他の者に対して当然に補助参加をしていると評価できるので、共同訴訟人間には参加的効力が及ぶことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

必要的共同訴訟人間に牽制関係があることは、比較的近時の学説により主張されていたが、この考え方は、大正15年民事訴訟法の立法担当者の考えに近いものであったことを明らかにし、その正当性を補強した。また、必要的共同訴訟人間の牽制関係から、必要的共同訴訟人間に参加的効力が生じうることを論証することにより、共同訴訟人間には訴訟法律関係がないために判決効は生じないとされていた従来の理解に対して問題を提起することができた。

研究成果の概要(英文)： One of the co-litigants can prevent others from disposition of the subject matter of litigation in the case of Mandatory Joint Litigation. Therefore one of the co-litigants is seen as a supporting intervener in litigation of others. A judicial decision in litigation that involves a supporting intervention is also effective against the supporting intervener. Consequently a judicial decision in litigation of one of the co-litigants is also effective against others.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：必要的共同訴訟 参加的効力

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

共同訴訟とは、1つの訴訟手続に、複数の原告または複数の被告が関与する訴訟形態をいう。共同訴訟には、共同訴訟人独立の原則(民事訴訟法39条)が妥当する通常共同訴訟と、民事訴訟法40条が適用されることにより、裁判資料と手続進行が統一され、共同訴訟人と相手方の間の請求について同一の内容の判決が下されることが要求される必要的共同訴訟があるが、いずれの共同訴訟の場合にも、各共同訴訟人と相手方の間で訴訟法律関係が成立することに変わりはない。したがって、共同訴訟においては、共同訴訟人間には請求はなく、権利関係の確定が求められていないので、既判力が生じないが原則である(以上について、青木哲「共同訴訟と判決効の主観的範囲」法律時報88巻8号(2016年)38頁以下)。

しかし、現在の判例の立場を前提とすると、共同訴訟人間に判決効を承認することが必要なケースがいくつか存在する。

第1に、判例は、入会権の確認を求める訴えは権利者全員が共同してのみ提起し得る固有必要的共同訴訟であるとしつつも(最判昭和41年11月25日民集20巻9号1921頁)「入会集団の構成員のうちに入会権の確認を求める訴えを提起することに同調しない者がいる場合であっても、入会権の存否について争いのあるときは、入会権の存在を主張する構成員の訴権を保護するために、「入会権の存在を主張する構成員が原告となり、同訴えを提起することに同調しない者を被告に加えて、同訴えを提起することも許される」とする。この判例によれば、入会権確認訴訟に同調しない構成員と第三者の間に請求は立てられていないので、彼らの関係でも請求の定立を擬制し、彼らと入会権の存在を主張する構成員がいわゆる三面訴訟の関係にあると考えるか(例えば、高橋宏志『重点講義民事訴訟法下〔第2版補正版〕』(有斐閣、2014年)347頁注39)入会権の存在を主張する構成員が、訴えに同調しない構成員のための訴訟担当者として訴訟を進行していると説明する立場(鶴田滋「共有者の共同訴訟の必要性と共有者の訴権の保障」法学雑誌55巻3-4号(2009年)781頁)をとらない限り、訴えの同調しない構成員と第三者の間には既判力は生じない。これでは、判例が上記の措置を承認しても、その請求棄却判決確定後に、再度入会権者全員が共同原告となり、第三者に対して再度入会権確認訴訟を提起することを妨げることができない。同様に、当初は、入会権の存在を主張する構成員全員が共同原告となり、第三者と被告として、入会権確認訴訟を提起し請求認容判決が確定した後に、その訴えの共同原告となったものの一部が、単独所有権を主張し、他の入会権の構成員を被告として訴えを提起した場合にも、共同原告間には既判力が生じないために、実質的な紛争の蒸し返しが生じうる。

第2に、判例は、遺産確認訴訟は「共同相続人全員が当事者として関与し、その間で合一のみ確定することを要するいわゆる固有必要的共同訴訟」と解する(最判平成元年3月28日民集43巻3号167頁)。この訴えの場合にも、共同原告間および共同被告間には、請求が立てられていない。そのため、いわゆる三面訴訟であると説明する見解や(例えば、笠井正俊「遺産確認訴訟における確定判決の既判力の主体的範囲」伊藤眞先生古稀祝賀論文集『民事手続の現代的使命』(有斐閣、2015年)155頁)共同相続人全員が権利または義務の帰属主体となり得る特殊な実体権が訴訟の対象になっているため、原告側であれ被告側であれ、共同相続人全員が当事者となっている同一内容の請求についての再訴は、既判力により遮断されるという見解(鶴田滋「共有者の内部紛争における固有必要的共同訴訟の根拠と構造」伊藤眞先生古稀祝賀論文集『民事手続の現代的使命』(有斐閣、2015年)393頁)を採らない限り、共同原告間または共同被告間に既判力は生じず、当初の訴えにおいて共同被告であった者が今度は共同原告側に回って再訴を提起することを妨げられない。

2. 研究の目的

そこで、本研究は、申請者がこれまで行ってきた、必要的共同訴訟の成立要件およびその手続規律についての研究を前提に、通説によれば個別訴訟の束と呼ばれ相互に独立した存在であると理解される共同訴訟においても、民事訴訟法40条1項により各々の必要的共同訴訟人に他の共同訴訟人に対する牽制権が与えられていることから、必要的共同訴訟人間に参加的効力をはじめとする何らかの判決効を及ぼすことができるのではないかと、という問題を扱った。

3. 研究の方法

本研究は、申請者のこれまでの研究成果を前提に研究を進めた。すなわち、申請者は、科学研究費補助金の助成を受けて、必要的共同訴訟人間の牽制権の保障に関する研究を行ってきた。この研究の成果によれば、民事訴訟法40条1項により、必要的共同訴訟人が他の必要的共同訴訟人に対して相互に牽制権を有しているために、必要的共同訴訟における共同訴訟人は、相互に、共同訴訟的補助参加している関係にある(鶴田滋「片面的独立当事者参加の訴訟構造」徳田和幸先生古稀祝賀論文集『民事手続法の現代的課題と理論的解明』(弘文堂、2017年)123頁)。必要的共同訴訟では共同訴訟人が相互に補助参加をしていると考えることができるのであれば、相互に参加的効力を生じさせてよいのではないかと推測が容易になり立つ。本研究はこの着想のもと、母法ドイツ法の比較法的考察により、必要的共同訴訟人間の牽制関係についての考察をさらに深め、同時に、共同訴訟的補助参加と参加的効力の関係についての研究を行って、上記の問題の解決を試みた。

4. 研究成果

本研究の結果、得られた成果は次の3つの観点から分類することができる。

(1) 必要的共同訴訟人間の牽制関係に関する研究

第1に、これまで行ってきた必要的共同訴訟人間の牽制関係に関する研究を深め、これに関する具体的な解釈論を提示する作業を行った。

まず、「固有必要的共同訴訟における訴えの取下げと脱退」に関する研究を行い、2017年6月に民事手続研究会(九州)においてこれに関する報告を行い、その上で、同タイトルの論文を高橋宏志先生古稀祝賀論文集『民事訴訟法の理論』(有斐閣)に2018年2月に公表した。この研究においては、必要的共同訴訟人間の手続規律に関する日本民事訴訟法の立法史を扱い、とりわけ、大正15年(1926年)民事訴訟法62条1項および2項の成立史を明らかにした。その結果、現行民事訴訟法40条1項および2項の基となった大正15年民事訴訟法62条1項および2項は、母国ドイツの立場とは異なる日本独自の手続規律を設けた明治36年(1903年)草案66条の立場を基本的に踏襲したものであった。それによれば、共同訴訟人の一部の者によるまたはそれに対する訴訟行為の効果は、共同訴訟人全員に及びのが原則であり、例外として、共同訴訟人の一部の者による訴訟行為は、それが他の共同訴訟人にとって不利益である限りその効力は生じないとするものであった。この起草趣旨に従うならば、原告側固有必要的共同訴訟における共同訴訟人の一部の者による訴えの取下げは、他の共同訴訟人の訴権を事実上奪う不利益な行為であるためその効力は生じないのに対して(現行民事訴訟法40条1項)被告側固有必要的共同訴訟における共同訴訟人の一部の者に対する訴えの取下げは、現行民事訴訟法40条2項によりその効力を生じるが、共同被告の一部の者による訴えの取下げに対する同意はその効力を生じない、とすべきであるとの私見を述べた。

次に、同様の視点から「必要的共同訴訟における上訴と脱退」に関する研究を行い、2017年11月に関西民事訴訟法研究会において報告のうえ、「必要的共同訴訟における上訴と脱退」と題する論文を、2018年8月に大阪市立大学法学雑誌64巻1・2号に掲載した。この論文では、民事訴訟法40条1項に基づいて、必要的共同訴訟人間には牽制関係または介入関係があるため、必要的共同訴訟人はそれぞれ対等に、自己の請求についての処分と同等の効果をもたらす確定判決の発生を阻止する権能が与えられる。したがって、必要的共同訴訟人の一部の者による上訴の効果は、他の共同訴訟人全員に及び、他の必要的共同訴訟人全員も上訴人となるべきことが原則であることを明らかにした。

その他、法学部生・法科大学院生向けの解説ではあるが、「類似必要的共同訴訟」および「上訴」と題する2つの論考を執筆し(前者は、2019年10月、法学教室469号に、後者は、2020年2月、法学教室473号に掲載された)、必要的共同訴訟人の一部の者による自白の取り扱い、合一確定の必要性と不利益変更禁止の原則との関係について論じた。

(2) 共同訴訟人間の参加的効力に関する研究

第2に、本研究課題の中心に位置づけられる、共同訴訟人間の参加的効力に関する研究も行った。

まず、必要的共同訴訟人間に判決効を及ぼすべきかを検討するための前提として、第三者の訴訟参加とりわけ共同訴訟的補助参加の研究を行った。その成果として、「会社組織関係訴訟における株主の原告側への訴訟参加と手続保障」と題する論文を、2018年5月に関西商事法研究科にて報告のうえ、2019年3月に、大阪市立大学法学雑誌64巻4号に掲載した。この論文では、ドイツ法との比較法的考察の結果、係属中の株主総会決議取消訴訟の原告側に株主が補助参加する場合には、その株主に対して手続権を強く保障する必要はないため、株主は、共同訴訟的補助参加人としてではなく、通常の補助参加人として参加すべきであると主張した。

次に、「必要的共同訴訟人間の参加的効力」と題する論文を、2018年11月に日本民事訴訟法学会関西支部民事訴訟法研究科において報告した後の2019年3月に、熊本法学145号に掲載した。この論文では、必要的共同訴訟においては、各共同訴訟人が他の共同訴訟人の訴訟の共同訴訟的補助参加人として関与しているのと類似の状況が生じる。しかも、必要的共同訴訟において、各共同訴訟人は、他の共同訴訟人の訴訟に補助参加する利益を有するし、共同訴訟人間には民事訴訟法40条が適用されるために、各共同訴訟人は、他の共同訴訟人の訴訟に補助参加の申出をするまでもなく、他の共同訴訟人の訴訟行為に介入する権能が与えられている。このことから、必要的共同訴訟においては、共同訴訟人間には当然の補助参加関係があり、それゆえ、互いに参加的効力が及びうる関係にあることを明らかにした。

(3) 必要的共同訴訟に関する研究書の出版

第3に、筆者がここ10年ほどの間に科学研究費補助金の助成を受けて行ってきた必要的共同訴訟の研究を体系的にまとめる作業を行った。

すなわち、『必要的共同訴訟の研究』と題する論文集を、2020年3月に、大阪市立大学法学叢書第65巻として有斐閣より出版した。本書では、共有者の共同訴訟の必要性に関する歴史的・比較法的な基礎研究の結果を用いて、必要的共同訴訟に関する主要論点について具体的解釈論を提示するものである。第1部「必要的共同訴訟の根拠と構造」、第2部「固有必要的共同訴訟における共有者の訴権保障」、および、第3部「必要的共同訴訟の手続規律」に分けて、これまで公表してきた論文を修正し、再整理を行った。

本科学研究費補助金の助成を受けて研究した事項、すなわち、必要的共同訴訟の手續規律と必要的共同訴訟人間の判決効に関しては、本書の第3部第2章に「固有必要的共同訴訟における訴えの取下げと脱退」を、第3部第3章に「必要的共同訴訟における上訴と脱退」を、第3部第4章に「必要的共同訴訟人間の参加的効力」を、2017年度および2018年度に公表した初出論文を修正した上で所収した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 鶴田 滋	4. 巻 64巻1・2号
2. 論文標題 必要的共同訴訟における上訴と脱退	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 大阪市立大学法学雑誌	6. 最初と最後の頁 505-470
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.24544/ocu.20190903-007	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 鶴田 滋	4. 巻 64巻4号
2. 論文標題 会社組織関係訴訟における株主の原告側への訴訟参加と手続保障	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 大阪市立大学法学雑誌	6. 最初と最後の頁 1270-1244
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.24544/ocu.20200423-007	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 鶴田 滋	4. 巻 145号
2. 論文標題 必要的共同訴訟人間の参加的効力	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 熊本法学	6. 最初と最後の頁 336-310
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 鶴田 滋	4. 巻 -
2. 論文標題 固有必要的共同訴訟における訴えの取下げと脱退	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 高橋宏志先生古稀祝賀論文集『民事訴訟法の理論』（有斐閣）	6. 最初と最後の頁 317 - 348
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 鶴田 滋	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 324
3. 書名 必要的共同訴訟の研究	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----